

兵庫県立大学ダイバーシティ推進委員会規程

(目的)

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」に基づき、本学における「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進するため、ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に係る企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に係る現状分析、評価及び改善に関すること。
- (3) その他「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に関すること。

(組織等)

第3条 委員会に、次に掲げる職を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員
- 2 委員長は、ダイバーシティ担当の副学長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、委員長が指名する。
 - 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 7 副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 各学部長、研究科長、附置研究所長
 - (2) 本部事務局長
 - (3) その他委員長が必要と認めた者

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あ

らかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(ダイバーシティ推進室)

第6条 委員会の所掌事務を担当する組織として、ダイバーシティ推進室を置く。

2 ダイバーシティ推進室に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年4月1日制定)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。